

青年期女子の暴力経験とジェンダー

— ある自立援助ホーム入所者の事例から —

宮里 慶子

I. はじめに

以前に女子を入所対象としたある自立援助ホームおよび補導委託先の聞き取り調査⁽¹⁾において、応じてくれた職員が「ここに至るまで余程のことがあったのだろう、女の子は本当に大変な経験をしている」と語ったことが印象に強く残っていた。矯正、更正教育に携わる他の関係者の多くも女子については同情を禁じえないと一様に語っていたことを思い出す。しかし、分析に取り組んだ際、その実感までを考察に含めることができなかつた。その後、筆者自身が福祉実践活動のなかで青年期⁽²⁾女子に関わることもあり、調査分析枠組みの見直しをしていくなかで、ジェンダーの理解が不可欠であるという結論にいきついた。

本稿は、自立援助ホーム（補導委託先その他の機能も兼ねているが以下略）入所者の抱える困難のなかでも暴力をとりあげる。入所者の多くは虐待その他の暴力を加害／被害者として経験しており、その弊害は長く彼女たちのその後の生活に及んでいる。そして、過去の暴力経験だけではなくこれからも暴力にさらされる危険性が高いことがわかつた。このような暴力連鎖の検討を通して、青年期女子の暴力実態の広がりを見える化すること、その支援課題を示したいと思う。多くの青年期女子の暴力被害は潜在化しているという問題意識があり、ジェンダー・パースペクティブによる理解の必要性について論じる。

II. 青年期女子の福祉とジェンダー

青年期女子の暴力経験が潜在化しているのは、社会福祉、女性、子どもという三重の周辺化、青年が各法制度・研究領域で境界にある存在で分断して捉えられてきたこと、女性への暴力、特に性暴力が表面化しにくいからである。各領域における青年期女子と暴力についての問題枠組みを確認する。

1. 社会福祉とジェンダー —暴力の発見

福祉の領域でも例外なく女性の問題は周辺化されてきた。婦人保護事業における売春女性の保護、母子世帯、介護や保育問題、ケア従事者に至るまで女性と福祉問題についてのテーマは数限りないが、社会福祉はフェミニズムの影響を受けることが少なかったといわれている（杉本1997）。だが、近年、社会福祉のなかでジェンダーが看過できない問題として取り上げられるようになってきている。その理由として、杉本（1997）は、ドメスティック・バイオレンスなどセクシュアリティに関わる問題、女性に対する暴力、性暴力、離婚や家庭内トラブルなど家族関係に関わる「新しい」問題が出現したことを挙げている。

2. 青年期の福祉 —自立支援策の推進

青年期の福祉については、児童養護施設等退所者の自立困難の問題、施設在所者の高校進学問題、「高齢児童」ならでの対応の難しさが主に児童養護施設関係者の間でとりあげられてきた。児童福祉法では18歳未満の児童が対象と規定されているにもかかわらず、15歳以上の義務教育修了者や高校中退者の対策には消極的で、児童養護施設や児童自立支援施設在所者は中学卒業と同時に措置解除

とされる事例がかつては多く見られ、問題視されてきたのである⁽³⁾。

1997年の児童福祉法改正と自立援助ホームの法制化は、施設関係者にとって改めて年齢の高い児童の施設退所準備、自立支援について疑問を投げかける機会となった。しかし、施設入所経験者でない青年への援助については、自立援助ホームの関係者以外で議論の俎上にのらない傾向にある。つまり、児童福祉関係者において、青年期の潜在ニーズへの関心は決して高くないといえる。これは一つには、青年期が少年法の対象年齢に該当し、社会的に問題とされる行動＝非行という問題として扱われ、司法の対応に重きがおかれることが背景としてある。例えば、家出などの場合、児童福祉法制度の枠組みでは保護の対象になるが、青年であると非行性は低く要保護性が高くて「虞犯（犯罪を犯すおそれがある）」とみなされる。「虞犯」という司法カテゴリーは、青年に対する福祉体制の不備を象徴している。司法福祉という枠組みで青年の問題が捉えられることはあるが、非行に焦点がおかれ、青年の抱える幅広い問題についての議論は見られない。

一方、近年、高校中退、ひきこもり、フリーター、ニートなどが社会問題としてとりあげられ、広く青年自立対策について必要性がいわれている。国は概ね30歳未満の者を対象に青少年育成施策大綱を掲げ、社会的自立支援策を推進する方向にある。

3. 青年期女子の福祉 ―見えない暴力実態とジェンダー―

青年期女子と福祉研究については、要養護高齢女子児童、自立援助ホームの入所女子等を対象とした大嶋ら（1997）の研究が比較的まとまったものとして挙げられる。しかし、性差による問題の違い、女子は男子と違う課題があると示唆しているものの、ジェンダーの問題については深く追及されていない。村井・小林（2002）の研究では、虐待を受けた子どもに対する自立支援について論じられており、自立援助ホーム対象者についてもとりあげられているが、やはりジェンダーについて視点が弱い。児童福祉の文脈では、基本的に性差のない子ども全体として扱われがちである。児童養護における性教育の必要性、子どもの性的虐待を女性・子どもに広く共通する人権侵害・性的搾取の視点で捉え性教育の問題をとりあげた浅井（1988；1995）の研究や、保護者による狭い意味での性的虐待に限らず、子どもに対する性暴力を広く捉えてその現状と対策について研究した石川（2005）、子どもの性的虐待をジェンダー・社会構造から捉えた内藤（1994）の論考は、青年を含む子どもの暴力実態とジェンダーを考察するうえで重要である。

青年期女子の暴力経験の実態については、まず児童虐待の公的統計より一部確認できる。平成16年度の児童相談所における虐待相談件数は33,408件である。そのうち中学生年齢の件数が4,187件（総件数に対して約13%）、高校生・その他年齢の件数が1,483件（約4%）となっている。男女比は不明で、青年期の虐待被害は高い数値を示していない。また、女子の被害が男子に比して多いと推測される性的虐待については、中学生は368件（中学生総件数の約8%）、高校生・その他は206件（約13%）である。学童以下の性的虐待被害より他種の虐待に対する割合は高くなっている（『平成16年版社会福祉行政業務報告』）。

性的虐待は他の虐待よりも発見が難しく、実際の被害件数はその何倍にもなるといわれている。児童虐待は社会構築的なものと捉えるなら、青年期女子の暴力経験についても同様のことがいえるだろう。すなわち、青年期の不在あるいは軽視、女子へのまなざしの欠如が青年期女子の暴力経験、特に性的虐待をみえなくさせているといえる。日本における虐待研究の第一人者である池田（1987；1991）をはじめ、性的虐待研究は1990年代より急速に進んできている観があるが（浅井1995）、実態把握と対応策については今後の課題が大きい。

また、暴力の加害・被害経験については警察庁の統計等より確認できる部分もある。例えば、平成15年の女子一般刑法犯の総数79,601件中、女子少年比は43.8%（34,846件）と高い。犯罪被害につ

いては、男子被害者の方が女子被害者より件数、発生率ともに高い。ただし、女子は、男子が軽傷者の数値が比較的高いのに比べ、死亡者、重傷者の被害者数の比率が高くなっている。また、性犯罪被害については年々件数、発生率ともに増加しているとはいえ2,472件である（『平成17年版 犯罪白書』）。少年の犯罪被害についての状況は、中学生・その他の女子では暴行、強姦、強制わいせつ被害が多くなっている。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等の福祉犯の被害者は、高校生、中学生が多くなっている。なお、福祉犯全体の統計によれば特に女子の被害状況が高いわけではない（『平成18年版 青少年白書』）。このように数値だけみると、女子の暴力加害・被害の実態はそれほど大きな問題とはみえないが、性犯罪など特に暗数は大きいと考えられる。

暴力の被害と加害については、日本でも虐待研究がすすんでくるにつれて、その連関が明らかになりつつある。少年院在院者の多くが虐待を受けて育っていたことが明らかになった調査研究（法務総合研究所2001）、虐待と非行の連関について書かれた橋本（2004）の研究、児童期に性的搾取、性的虐待被害を受けた女性受刑者などを調査した北山ら（2001；2002；2003）の調査研究などは、暴力が生じてくる全体像について理解を深めてくれる。

Ⅲ. 自立援助ホーム入所者の暴力経験

1. 調査事例の特徴

調査は、自立援助ホーム職員からの聞き取りに基づくもので、情報に不明確な点は否めないが、問題の所在を明らかにしてくれる。暴力について聞き取ることを主目的としていないにもかかわらず、入所者の3分の1以上の者が「被害者」「加害者」「目撃者」として暴力の経験を有していることが確認できた。状況を考えると、ほぼ全員の入所者が、さまざまな機会にあらゆるかたちの暴力に巻き込まれていたと考えられる。少年院仮退院者も多いことが、暴力加害経験の高さにつながっているのではないかという穿った見方はできるが、問いは、加害経験よりむしろ被害経験が多いことにある。

本稿では、暴力が語られた事例のうち110事例を概観し、それ以外に、現象面に限らず、危険性を含めた周辺問題を考えるため、暴力の経験が明確に語られなかった事例も含めて検討することにした。なお、全事例のなかで、暴力関連事例は処遇困難をきわめたものが多い。

暴力とは何かという概念規定は難しい。暴力としてとりあげたのは、保護者やきょうだいによる虐待、家庭内暴力（子どもから保護者に対する暴力）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、殺人未遂、強姦、強制わいせつ、暴行、傷害、いじめ、覚せい剤使用の強要、売買春、ストーカー行為、痴漢、セクシャル・ハラスメント、ポルノグラフィーによる弊害、恐喝、暴言などである。暴力の形態や種別が問題ではなく、法による定義も留保し、結果としての暴力よりもそこに至る過程に注目した。加害者か被害者かについても分類していない。その分類は加害者であり被害者でもあるという彼女たちの状況、暴力が起きた文脈を考えると意味をなさない。なお、後段述べるが自傷行為については、自分自身に対する暴力といえること、また、暴力被害との関連性も高いが、検討事例には含めていない。

2. 事例

ここに検討した事例のうちの数例を示す。聞き取った暴力経験部分を自立援助ホーム入所以前、在所中、退所後およそ数年間の歩みに沿って取り出し、プライベートにも配慮し詳細は省いている。時代背景など現在と異なる状況の事例はあるが、特に分析において問題はないものと判断している。

〔事例1〕父親が失踪、母親は交際男性がおり本人にかまわず、祖母に育てられる。幼少期から問題行動がみられ、小学生時いじめられている。中学生頃になると、セックスへの関心からテレクラ遊びをはじめ、男性に誘われるままについていく。強姦された経験もある。シンナーに依存、児童自立支援施設入所とな

る。退所後、就職先で性的トラブルがあり解雇される。

〔事例2〕両親から身体的虐待を受けて育つ。母親は日中からパチンコに行き、本兄に弟妹の世話を任せていた。中学生まで何も問題ない子どもと周囲からは見られていた。高校進学が決まっていたが家出し、覚せい剤で捕まる。テレクラなどで知り合った男性複数と交際していた。両親は面会の折でも、本兄に対して暴言を吐き、自分は両親の子どもではないのではという疑いが消えることはなかった。

〔事例3〕在日外国人家庭。父子世帯。父親の体罰があり、男きょうだいからも女の子は家事をするものとされ、厳しくしつけられて育つ。シンナーで捕まる。退所後は帰宅する。家を離れての自立は考えず、結婚するまでは家にいるつもりである。

〔事例4〕幼少期から実父と兄より身体的虐待を受けて育つ。「お父さん、お兄ちゃんを忘れたい」とシンナーに依存するようになり、精神科に入院する。看護（師）を殴る事件を起こし、自殺未遂もあり、医療少年院に入院となる。審判廷で父の涙を見たことが心に残っていた、父の体罰は自分が憎まれていたためではなく、心配してくれる親がいるのだと思うようになったと語る。

〔事例5〕母親が家出と帰宅を繰り返す、幼少期から施設入所、母親ひきとりを繰り返して育つ。実父がひきとった際、性的虐待が起これ、施設入所している。退所後結婚し、子どもも生まれたが、交際男性とともに家出し、子どものもとへ帰らなくなった。

〔事例6〕父母離婚後、母親が引き取る。生活保護世帯、母親はアルコール依存症である。母親の内夫に監禁、強姦されたことがある。シンナーを常用し少年院へ入る。性感染症を罹患していた。

〔事例7〕母親が覚せい剤、売春にて刑務所収監されたため、児童養護施設入所経験がある。その後、母親がひきとるが、同居していた継父により性的虐待の被害を受ける。母親にそのことを告げると母と継父から暴力を受けた。家出を繰り返すようになり、やがて児童自立支援施設入所となる。退所後は、帰宅、就職したが、売春をし、ホテルで男性の財布を窃盗するなどして捕まり保護観察処分を受ける。

〔事例8〕経済的に裕福な家庭。父母離婚後、父、継母に育てられる。学校でいろいろ問題行動を指摘されたが、父親はとりあわなかった。中学生時非行グループにリンチされる恐れがあり本人自ら警察に保護を求め、児童相談所が介入する。その際兄から性的虐待を受けていたことがわかる。自立援助ホーム退所後は、就職するもすぐに職場をやめ男性と同棲している。

〔事例9〕実兄から身体的虐待を受ける。本人の姉も兄の被害者で、両親（継父、実母）は兄の暴力を止められなかった。高校生の頃より売春、家出、年長男性との交際などあり高校中退する。性感染症に罹患していた。虐待で自立援助ホームに入所する。退所後は就職し、自宅に戻らず一人暮らし自立する。

3. 暴力経験の連鎖

① 不安定な養育基盤と虐待被害、集団不適応

暴力経験のすべては「被害者」経験にはじまる。多くのパターンは、学童以下の年齢から家族による虐待・ネグレクトがある。入所者に共通しているのは、社会経済的な問題など家庭の養育基盤に安定性が欠けていることである。自立援助ホーム対象者がそもそも養護性が高いと判断されて入所していることもあるが、社会経済的な問題が虐待の背景に大きな存在感を示している。施設入所を経験している事例も多くみられる。年齢が高くなると一般的に要養護性は低くなる、虐待リスクも低くなると判断され保護者ひきとりになる。しかし、不安定な家庭の状況は変わっておらず、本人に行動力があるため、虐待から物理的に逃れられる可能性がある一方で、虐待をさらに助長する危険性は高くなっている。

不安定な養育基盤と虐待被害は、子どもの知的発達や情緒発達も阻害する。学校集団ではいじめにあいやすく、学習も滞りがちで不登校をはじめさまざまな問題行動もみられる。教師との関係も薄いあるいは良好でないことがある。また、児童養護施設などで対人関係が難しく処遇困難、不適応であっ

た事例もみられる。

② 思春期における家出と性的被害

不安定な養育基盤と虐待被害により、思春期には家出行動がみられる。そして、家出の過程で、非行グループとともに過ごす、暴力団の組織的売春に巻き込まれる、異性と同棲するなかで、暴行、傷害、強姦、強制わいせつ、覚せい剤強要などの暴力被害に遭っている。状況によっては、非行グループのなかで彼女たちが恐喝、傷害事件の加害者となる事例もあるが、被害者経験の方が多い。また、不安定な異性との交際や売春により、予期せぬ妊娠、墮胎、性感染症という問題が付随して起こっていることに留意したい。

従来の非行研究では、女子の場合、思春期の性的発達における「性のつまづき」、性の失敗が非行の要因になっている、あるいは非行化をさらに深めるものと説明されることがあった（坪内1981）。事例1でも性への関心から、男性に自ら近づき被害にあったという文脈で語られているが、虐待により家庭での居場所がない青年が、ほとんど金銭をもたず家出をし、被害に遭うという状況があり、単に性への関心だけでは説明のつかないところがある。

③ 保護者やきょうだいによる性的虐待被害と薬物依存

保護者やきょうだいによる性的虐待は、事例中、最も多い暴力形態に数えられる。幼少期、不安定ながらも施設利用などで辛うじて維持してきた家族関係も、思春期近くになっての性的虐待により修復の余地がなくなる。性的虐待被害は特に家出行動の誘因となり、上記で触れたように、他の異性からの性的被害の危険性が高い状況に陥る。なお、性的虐待というのは、幅広い概念である。2.で示した事例における「性的虐待」は近親姦であるが、他に兄の露出行為、兄から大量のポルノ漫画が本人のもとへ送られてきた例などが挙げられる。また、性的虐待事例では薬物依存、リストカット、自殺など自傷行為も深刻で、後に精神疾患患者となっている者が多数みられる。

④ 職場などでの性的被害

児童養護施設や児童自立支援施設退所後、あるいは自立援助ホーム退所後、職場においてセクハラ、ストーカー行為、強姦など性的暴力を受ける事例もみられる。最近は少なくなっているが、住みこみ就職、職場の寮など職住一体となっている場合、性的暴力被害が起こりやすいと考えられる。仕事を辞めると同時に住居を失うことになるため、耐える者もいるだろう。保護的立場の者が本人のそばにいないことも明らかで、狙われやすいこともある。また、ホステスなどの職業により性的暴力を受けやすいこともある。

⑤ ドメスティック・バイオレンスと虐待の世代間連鎖

結婚、出産、成人してからも暴力経験が積み重なることもある。すなわち、DV、自身の子どもへの虐待行為事例がみられる。事例5のように子どもをおいて家出する事例をはじめ、自身の子どもに対して虐待・ネグレクトをするのは、本人の育った養育基盤が不安定であったこと、その後の生活困難、人間関係のつまづきが背景にある。子どもを施設にあずける場合も当然多くなる。

4. 虐待を受けた子どもの特徴としての理解 —虐待的人間関係の再現

入所者の多くが家族から虐待を受けている被虐待児・者であるということから、被虐待児の心理的特徴の一つ、対人関係障害から、暴力経験連鎖の説明はできると思われる。対人関係障害は、①無差別的愛着傾向と極端なディタッチメント、②虐待関係の反復傾向として表れるという（西澤1994）。事例にみられるように、学校での集団不適応、不安定な異性との関係、他者に対する反抗的態度や対人トラブルの多さはそこから理解できる。また、虐待者である保護者のもとへ帰宅する、暴力をふるう相手と関係がきれない、その他さまざま人と新たな関係を築く際にも暴力が生じてしまうのは、虐待的人間関係の再現をしているといえる。

Ⅳ. 青年期女子の暴力経験とジェンダー

暴力の人間関係の再現という被虐待児の心理的特徴だけで説明すると、先に示した事例にもあるように、自ら異性に近づき危険を招いているといった入所者側の問題に帰されてしまう。そのような個人的要因ではなく、青年期女子がおかれた社会状況が被虐待児の心理的特徴を強化していると捉えたい。

1. 男性加害者による日常的支配

その時々状況により、彼女たちは暴力加害者側になることもある。しかし、圧倒的に男性加害者からの被害経験が多く、また性的暴力など心身ともに深刻な被害を及ぼすものが多い。男性加害者とは、父親（実父、継父）、兄、男性親族、母親の内夫、職場の上司、交際男性などで、入所者より年長者であり、身体的、精神的、経済的に女性を日常的に支配している者である。つまり、日常の支配の延長上に虐待行為があると理解する必要がある。

これは、DVの起こる背景と共通しているが、青年期女子は、子ども、若年という要素が加わり、成人女性よりさらに低い構造的弱者（内藤 1994）の地位に位置づけられる。彼女たちの母親も男性家族（加害者）の従属的地位にある。男性加害者の娘に対する虐待行為が発覚してもとりあわない、否認する、あるいは、事例7のように、男性加害者とともに虐待を加えるということもある。

入所者で加害者経験のある事例では、例えば、母親や妹に暴力をふるっている、非行仲間の中で傷害事件を起こしているものなどがあるが、被害者である相手はたいてい女性、年少者である。そして、忘れてはならないのは、自身の子どもに対する虐待である。確かに男性に対しての加害行為もある。しかし事例7のように売買春の関係にある、性的トラブルが前後関係にあると思われる事例など男性の何らかの行為（広い意味での性暴力）に対する報復行為の意味がある。

ハーマン(1992)は、虐待を受けて育った者が犯罪加害者に転ずることはみられるが、確率としては低いとしている。もっとも、彼女は、被虐待者のトラウマ研究において、フェミニズムの影響を受け社会的視点を取り入れて理解をすすめており、単に加害者、被害者という枠組みでは不十分であり、被虐待者への社会の非難傾向を指摘し、危機的な立場を支援する環境整備が必要であるとしている。

2. 性役割と家父長制

保護者による被虐待経験においても、男女の非対称性がうかがえる。女子の場合、家族のなかで決められている本人が果たすべき性役割がある。すなわち、家事、子ども（弟妹）の世話、女の子らしい心遣いなどである。本人がこれらの役割に従わないとされ、しつけの理由として体罰、身体的虐待が行われる。思春期・青年期は、性的発達とともに社会の伝統的な性役割観に大きな影響を受ける。反抗期を越え性役割観が定着してくると、虐待は彼女たち自身納得のいくものになっていく（させられていく）。

また、父親の家父長的支配構造が背景にあると考えられる。典型的には、暴力団員の父親に虐待されている女子が、やがて暴力団員の男性と交際・結婚するなど、父親の価値、家庭方針に組み込まれていくことがある。父親は家族員、妻や娘に対して、扶養、保護・庇護の立場にもある。養ってくれているのだからと継父の虐待を納得しようとする事例や父の体罰は自分を心配してくれてのものだという本人の再解釈が行われている事例4などは、保護と支配が不分離であることを示す。夫から暴力を振るわれ、父親に夫を追い出してもらった事例は、保護・庇護者としての父親を明確に表している。その他、父親は、娘の交友関係、遊び、外泊、家出、生活の仕方などを注意し行動を制限することにより、外部の暴力から保護する役割も担っている。

3. 司法システムの問題

女性に対する性暴力犯罪の裁判において、女性のふるまいに非があったかのように司法における

二次的被害が起こってしまう現状がある。事例の青年期女子たちの多くは、法に触れ、刑事司法システムを通して入所に至っている。そこにおいて彼女たちは非行者＝加害者側に近い存在とされる。少年司法は保護の側面を強めているといわれ（鮎川 1994）、司法システムの手続きを経ることで、実際青年はさまざまな脅威から保護されるわけだが、当の女子たちがそのように感じられるか疑問である。Ⅱでも述べたように、青年期の福祉対策は課題が多い。暴力を受けた女子が援助を求めやすい制度にはなっておらず、求めても対応は不十分である。事例にもみられるように、虐待被害は発見されず、女子が暴力行為を働いたとき、あるいは近づいたときに、社会システム（刑事司法制度）が作動する。

司法は、被害か加害かを明確に分断する。一方、彼女たちのような不安定な家庭、人間関係を背景とした暴力被害については、非行の延長上に起こったこととされ、性暴力被害については、性非行として扱われる。加害行為に向き合わせると同時に被害に対するケアがなされる制度整備が今後望まれる。

V. おわりに

被虐待者は虐待行為に適応するというよりも、虐待環境に適応するという考え方がある（西澤 1994）。つまり、被虐待者は、虐待が起きる人間関係・状況を当然のこと、日常的なこととして受け入れ、対処していくのである。多くの青年期女子が、虐待者から離れることなく、あるいは新たな虐待者と関係を築き、暴力連鎖に巻き込まれていく。加害者・虐待者への依存は、被虐待児・者の心理的特徴であるが、男性に依存する生活、従属的地位が組み込まれた社会においては、彼女たちの特徴はさらに強化される。よって、虐待環境に被害者として女子は適応しやすく、一方、男子被虐待者は加害者として転じて適応すると考えられる。また、多くの女子が従属的地位を当然のこととしている限り、被害に遭っても自分なりに対処し、援助を求める行動にはつながりにくい。

自立支援策においては、青年の依存傾向その他を個人の問題・課題として捉えがちである。それも現場の困難な状況、未熟な青年を教育する目的を考えるとわからないでもない。しかし、その背景となっているジェンダーについての理解は不可欠である。現在の福祉システムでは、被虐待者および虐待者への治療が保障されず、困難を抱える青年の生活支援策も整備されていない。安全な支援的環境あってこそ彼女たちの虐待的人間関係の再現をとめられるのであり、青年へのジェンダー教育が今後の課題となると思われる。

【注および文献】

- (1) 調査報告は、土井洋一・神原知香・宮里慶子（2001）にまとめている。なお、自立援助ホームとは、概ね 15 歳から 18 歳前後の青年が就労や通学をしながら自立を目指す小規模の施設である。保護者不在のまたは保護者の支援が期待できない児童福祉施設出身者も多い。補導委託先とは、試験観察や保護観察、少年院仮退院などの際に適切な保護者がいない少年のために、生活を共にしつつ監護を行う場として家庭裁判所から個人や施設に委託される制度である。
- (2) 「青年」とは社会文化的に規定されるものであるが、本稿では概ね 10 代後半から 30 歳未満を想定している。
- (3) 青少年福祉センター編（1989）『強いられた「自立」』ミネルヴァ書房などを参照のこと。

浅井春夫（1995）『子ども虐待と性教育』大修館書店

鮎川潤（1994）『少年非行の社会学』世界思想社

土井洋一・神原知香・宮里慶子（2001）「ある自立援助ホームの戦後史 —カトリック礼拝会の活動を通して—」
『日本における社会福祉施設の歴史的研究〔平成 12 年度科学研究費補助金（基盤研究(B) (1) 研究成果報告書〕』、134-206

橋本和明 (2004) 『虐待と非行臨床』 創元社

Herman, Judith, L. (1992) Trauma and Recovery. Basic Books. (=1999、中井久夫訳『心的外傷と回復 (増補版)』みすず書房)

法務総合研究所 (2001) 『法務総合研究所研究報告 11 —児童虐待に関する研究— (第1報告)』

池田由子 (1987) 『児童虐待—ゆがんだ親子関係』 中公新書

池田由子 (1991) 『汝わが子を犯すなかれ—日本の近親姦と性的虐待』 弘文堂

石川瞭子 (2005) 『子どもの性虐待 —スクールカウンセラーと教師のための手引き』 誠信書房

北山秋雄 (2001) 「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」『平成12年度 厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書』、280-334

北山秋雄 (2002) 「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」『平成13年度 厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書』、67-114

北山秋雄 (2003) 「性的搾取及び性的虐待被害児童の実態把握及び対策に関する研究」『平成13年度 厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書』、245-395

村井美紀・小林英義編著 (2002) 『虐待を受けた子どもへの自立支援 —福祉実践からの提言』 中央法規

内藤和美「フェミニズムからみた子どもの性的虐待」北山秋雄編 (1994) 『子どもの性的虐待 —その理解と対応をもとめて』 大修館書店、40-54

西澤 哲 (1994) 『子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ』 誠信書房

大嶋恭二編著 (1997) 『児童福祉ニーズの把握・充足の視点 —要養護高齢女子児童の自立援助の課題—』 多賀出版

杉本貴代栄 (1997) 「序 周辺から中心へ —社会福祉におけるフェミニズムの『方法』を探る」杉本貴代栄編著『社会福祉のなかのジェンダー —福祉の現場のフェミニスト実践を求めて—』 ミネルヴァ書房、1-16

坪内順子 (1981) 「女子が非行に陥る心理」 麦島文夫ほか『女子非行』 有斐閣、45-107

【謝辞】

礼拝会の鈴木美江氏、長浜千穂氏には、調査後も何かとご助言、励ましの言葉を頂いた。

深く感謝の意を表したい。

Violence against Young Women : A Case Study of Residents at a Group Home for Youth

Keiko MIYAZATO

Violence against young women is hidden. This article examines how residents at a group home for youth have experienced violence, abuse and neglect. They are survivors and involved in a 'chain pattern of violence.' Their experiences of perpetual violence reflect their unstable human relationships : psychological character of abused children, gender and the lack of social support.

